

令和7年度常総市ネーミングライツ事業募集要項

1 はじめに

常総市では、公共施設等の愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を市が有する貴重な資源ととらえ、市が所有する公共施設、インフラ資産及び市が主催するイベント等（以下「施設等」という。）の愛称（施設等の一部を対象とする場合を含む。以下同じ。）を決定する権利を契約に基づいて法人格を有する企業及び団体等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）に付与し、その対価として金銭（以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用に充てる事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を実施します。これにより、企業や団体等の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、地域経済活動の活性化と市財政の健全化に寄与することを目的とします。

2 対象施設等

（1）施設特定型

市の公共施設の内、下記12施設を対象とします。

石下総合運動公園 石下球場	石下総合運動公園 石下総合体育館
きぬ総合運動公園 水海道総合体育館	吉野サン・ビレッジ
常総市石下総合福祉センター	常総市地域交流センター
常総市生涯学習センター	吉野公園
きぬ総合公園	石下総合運動公園
水海道跨線橋	山口跨線橋

上記の施設については、希望金額等の諸条件があります。詳細は別紙の「常総市ネーミングライツ事業対象施設一覧」を参照してください。

（2）提案募集型

令和7年度は募集を行いません。

3 契約期間

（1）公共施設、インフラ施設の場合

施設の運営の安定性を考慮し、契約期間は原則として3年以上5年以内とします。

（2）イベント等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までを基本とし、複数年度にわたる契約の可否については、案件ごとに個別に判断するものとします。

4 愛称の在り方

(1) 市民の理解

市民にとって、親しみやすく、分かりやすく、呼びやすい名称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 知的財産の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他社会情勢に照らし、極端な主義又は主張に当たるもの

カ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更は不可とします。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーとの協議のうえ、その可否を決定するものとします。

5 提案方法

(1) 提案資格

法人格を有し、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に実施することができる企業及び団体等とします。

指定管理者制度導入施設において、指定管理業務と競合する企業及び団体等で、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合は、提案資格を制限することがあります。

また提案者は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 常総市暴力団排除条例（平成 24 年常総市条例第 4 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

カ 契約締結に際し、常総市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて必要に応じて行う本人確認に応じることができること。

キ 国税及び地方税に滞納がないこと。

(2) 必要書類

提出書類として、下記の書類を提出してください。

名称	書式等
提案書（様式1）	所定の様式に従って作成してください。
誓約書（様式2）	同上
企業概要（様式3）	同上
国税及び市税の未納のないことの証明書又は納税証明書	過年度分を含めて未納がないことを証明するもので、交付から3か月以内のもの（写し可） ①常総市内に本店又は支店等を有するとき ・常総市税の未納のないことの証明書又は納税証明書 ・国税の未納のないことの証明書又は納税証明書 ②常総市内に本店又は支店等を有していないとき ・国税の未納のないことの証明書又は納税証明書
登記事項証明書	・交付から3か月以内のもの
最近1年間の財務諸表又は決算報告書等（写し）	・貸借対照表、損益計算書 ・株主資本等変動計算書

6 提案等にあたっての実施主体及び費用負担

以下の実施主体及び費用負担に関しては、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

- (1) 提案及び契約締結
- (2) 既存の看板及び案内表示、道路案内標識等の表示の変更・原状回復
- (3) ネーミングライツ・パートナーからの要望で新設した看板等の設置・原状回復
- (4) 看板等の修繕等の維持管理
- (5) 看板等を起因とした第三者への損害賠償
- (6) ネーミングライツ・パートナーが原因による契約解除等

※付替え費用の算定については、ネーミングライツ・パートナーで行っていただきます。

なお、市ホームページの表示変更は市で行います。

7 スケジュール

募集要項の公表	令和7年11月10日（月）～
応募提案書類の受付	11月10日（月）～12月5日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング等	12月中旬 ※詳細は提案者に個別に通知します。 ※書面開催となる場合もあります。
優先交渉者の決定	12月下旬

詳細協議 契約等の締結 愛称の使用開始	12月下旬以降
---------------------------	---------

8 提出書類の受付

提案者は「5 提案方法（2）必要書類」の書類を作成し、受付期間内に「11 問い合わせ先」に記載の事務局に電子メールで提出することとします。

提出書類の受付期間は、令和7年11月10日から12月5日17時00分までとし、提出後は速やかに事務局に電話連絡を行い、着信確認を行ってください。

9 留意事項

（1）提案件数

1者が複数の施設等に対して愛称を提案することができます。なお提案書については施設ごとに提出してください。

（2）契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの事情、違法行為等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。

（3）優先交渉権

契約したネーミングライツ・パートナーは、愛称の変更による市民の混乱を避ける見地から、現契約以上の内容に限り、次回の審査委員会を開催せず交渉できることとします。

（4）その他

この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定めます。

10 その他

・提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

・軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。

・提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

・提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。

11 問い合わせ先

本事業の事務局は以下のとおりです。

【事務局】常総市 市長公室 資産活用課 施設マネジメント係

茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3（市役所本庁舎 3 階）

電話：0297-23-2902（直通）

FAX：0297-23-2162

E-mail：fm@city.joso.lg.jp